

令和５年度泉南市情報公開・個人情報保護制度運用状況

I．情報公開制度の運用状況

1．情報公開の請求

(1) 処理状況

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間において、１４０件の公開請求がありました。

公開請求に対する処理状況をみると、全部公開が１４件、一部公開が６３件、非公開が２件、不存在が６０件、取下げが１件で、公開率は９７％です。

実施機関別処理状況

実施機関名		請求 件数	請求 者数	処理状況				
				全部 公開	一部 公開	非公開	不存在	取下げ
市長	行政経営部	9	4	2	3		4	
	総務部	37	5	3	5	2	27	
	市民生活環境部	8	4	1	6			1
	健康子ども部	1	1				1	
	都市整備部	40	34	3	37			
	小計	95	48	9	51	2	32	1
教育委員会		42	2	5	9		28	
議会		2	2		2			
選挙管理委員会		1	1		1			
合計		140	53	14	63	2	60	1

注) 公開率は、次の算出方法で行っています。

公開率＝（全部公開件数＋一部公開件数）

÷（請求件数－不存在件数－取下げ件数）×１００

(2) 一部公開、非公開の適用条項

一部公開または非公開と決定した事例について、適用した条項は、下表のとおりです。

非公開及び一部公開件数		65
条例第10条第1号	個人情報	10
条例第10条第2号	法人等の事業情報関係	2
条例第10条第3号	意思形成過程に係る情報	5
条例第10条第4号	事業執行過程に係る情報関係	
条例第10条第5号	任意提供情報関係	
条例第13条	存否不応答	2
条例第10条第1号及び第10条第2号		38
条例第10条第1号及び第10条第3号		3
条例第10条第1号及び第10条第4号		5

2. 不服申立て

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、7件の不服申立てがありました。処理内容は次のとおりです。

番号	請求 受付日	不服申立ての内容	実施機関名	処理
1	R5.6.6	令和5年5月24日付け、情報非公開決定処分の取り消しを求める。	教育委員会	R5.11.2 審査会 R5.11.13 審査会 R6.2.14 審査会答申 R6.3.7 棄却裁決
2	R5.6.8	令和5年4月10日付け、情報公開決定期間延長の処分の取り消しを求める。	教育委員会	R5.8.21 却下裁決
3	R5.6.9	令和5年4月10日付け、情報公開決定期間延長の処分の取り消しを求める。	市長	R5.9.5 却下裁決
4	R5.6.12	令和5年5月24日付け、情報公開決定処分の取り消しを求める。	市長	R5.11.2 審査会 R5.11.13 審査会 R6.2.14 審査会答申 R6.3.7 棄却裁決

5	R5. 7. 31	令和5年5月24日付け、情報非公開決定処分の取り消しを求める。	市長	R5. 11. 2 審査会 R5. 11. 13 審査会 R6. 2. 14 審査会答申 R6. 3. 7 棄却裁決
6	R5. 11. 24	泉南市情報公開についての審査請求書	教育委員会	R6. 3. 26 審査会 R6. 6. 19 審査会答申 R6. 7. 17 棄却及び一部取消し裁決
7	R5. 11. 24	泉南市情報公開についての審査請求書	教育委員会	R6. 3. 26 審査会 R6. 6. 19 審査会答申 R6. 7. 17 棄却裁決

3. 情報公開請求の内容等

情報公開請求の処理状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

番号	請求 受付日	請求の内容又は請求文書名	部課等	決定日	決定内容	非公開等適用情報	公開の方法	備考
1	R5.4.3	令和4年9月22日に泉南市教育委員会は「市立中学校生徒自死事案」について、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により重大事態として対処し、当該市立中学校が行なった現時点（9月22日時点）の調査内容を泉南市長へ報告した。この報告の後、令和4年9月23日から令和5年3月31日までに泉南市いじめ防止基本方針の「Ⅳ 重大事態への対処」の「3 調査の主体と組織」の「1）学校が主体となって調査を行う場合」に則って行われた同いじめ重大事態の調査に係る文書で、市長部局に設置された第三者委員会に提出された文書全て。	総務部 総務課	R5.5.2	不存在	7-4		
2	R5.4.3	日付が令和4年9月以降で、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第20条に係る諮問書のうち、泉南総第17号以外の諮問書の写し。諮問書の写しがなければ、当該諮問書(案)。添付文書は除く。	総務部 総務課	R5.5.2	不存在	7-4		

3	R5. 4. 6	住居表示台帳の令和5年1月1日から令和5年3月31日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R5. 4. 17	一部公開	10-1	写しの送付	
4	R5. 4. 6	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 4. 17	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
5	R5. 4. 14	決裁文書の情報公開を請求した令和3年5月17日付け泉南市情報公開請求書。	教育委員会 教育総務課	R5. 5. 11	不存在	7-4		
6	R5. 4. 14	決裁文書の情報公開を請求した令和3年5月14日付け泉南市情報公開請求書。	教育委員会 教育総務課	R5. 5. 11	不存在	7-4		
7	R5. 4. 17	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 4. 19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
8	R5. 4. 18	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 4. 20	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
9	R5. 4. 20	日付が令和5年1月1日から同年3月31日までの泉南市いじめ問題対策委員会開催に係る起案決裁文書一式。	教育委員会 指導課	R5. 5. 19	不存在	7-4		
10	R5. 4. 20	「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）」に則り、いじめ防止対策推進法第14条第3項の附属機関（泉南市いじめ問題対策委員会）を活用して令	教育委員会 指導課	R5. 5. 19	不存在	7-4		

		和４年度に行なった同法第２４条の調査に係る文書。						
11	R5.4.20	「いじめの防止等のための基本的な方針 平成２５年１０月１１日 文部科学大臣決定（最終改定 平成２９年３月１４日）」に則り、いじめ防止対策推進法第１４条第３項の附属機関（泉南市いじめ問題対策委員会）を活用して令和３年度に行なった同法第２４条の調査に係る文書。	教育委員会 指導課	R5.5.19	不存在	7-4		
12	R5.4.20	学校いじめ対策組織が行なった、いじめ防止対策推進法第２３条第２項に基づく調査に係る調査資料の再分析のために開催された、令和４年４月から同年７月までの泉南市いじめ問題対策委員会の開催通知書。	教育委員会 指導課	R5.5.19	不存在	7-4		
13	R5.4.20	令和３年度の泉南市いじめ問題対策委員会開催に係る起案決裁文書一式。令和３年度の分、すべての起案決裁文書を出してください。	教育委員会 指導課	R5.5.19	一部公開	10-3	写しの交付	
14	R5.4.20	令和５年１月27日付け泉南総第17号の諮問書により、調査審議を行なっている第三者委員会において、委員に提出されたいじめ防止対策推進法第23条第２項に係る文書。	総務部 総務課	R5.5.19	非公開	13		

15	R5. 4. 20	令和 5 年 1 月 27 日付け泉南総第 17 号の諮問書により、調査審議を行なっている第三者委員会において、委員に提出されたいじめ防止対策推進法第 24 条に係る文書。	総務部 総務課	R5. 5. 19	不存在	7-4		
16	R5. 5. 17	泉南市立小中学校再編計画（案）パブリックコメントにおいて、『「泉南市立小中学校再編計画<案>」に対するパブリックコメントについて』（以下「まとめ」と言う）にまとめられた「意見」が、応募者、そして私が提出した意見原本からどういう手段でまとめられたか、各職階の誰をどのような文書が経由・閲覧・確認され決裁されたかが分る起案書、添付文書・資料、また、その他関連する文書・書類の全部。私が提出した意見原本は、誰々が目を通し、誰が公表の「まとめ」にまとめ、決裁者が、私の意見原本を見たのかが分かる書類、資料等の全部。	教育委員会 教育総務課	R5. 6. 12	一部公開	10-1	写しの交付	
17	R5. 5. 22	令和 4 年 3 月以降に教育委員会から受け取ったいじめ防止対策推進法に則り行われた「詳細調査」に係る文書。	総務部 総務課	R5. 6. 21	不存在	7-4		

18	R5. 5. 22	いじめ防止対策推進法第30条に則って、泉南市教育委員会から受け取った文書で、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年文部科学省)に基づき、本調査報告を令和4年8月23日に当事者である当該生徒の保護者代理人に提供したところ、市長報告の際に添えることができる所見をまとめた文書として、令和4年9月21日付、意見書(別添)が提出されましたので、報告に添えて提出します」と書かれた令和4年9月22日付け泉南教委指1409号「市立中学校生徒自死事案にかかる調査について」	総務部 総務課	R5. 6. 21	不存在	7-4		
19	R5. 5. 22	泉南市道路台帳平面図	都市整備部 道路課	R5. 5. 29	全部公開		写しの交付	
20	R5. 5. 22	泉南市道路台帳平面図	都市整備部 道路課	R5. 5. 29	全部公開		写しの交付	
21	R5. 5. 23	令和4年4月以降に泉南市教育委員会が市長部局の附属機関である「子どもの権利条例委員会」に提出した諮問書。	教育委員会 人権国際教育課	R5. 6. 16	不存在	7-4		
22	R5. 5. 23	いじめ防止対策推進法、あるいは同法で規定されている「泉南市いじめ防止基本方針」に基づく令和4年4月22日に当該中学校から教育委員会へ提出された基本調査(案)	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	不存在	7-4		

23	R5. 5. 23	令和４年９月２２日付け泉南教委指1409号の文書では「令和４年８月２３日」と記載され、報道では「同年８月２４日」に提供されたとされる、泉南市立中学生自死事案の当該生徒の保護者代理人に提供したいじめ防止対策推進法、あるいは同法で規定されている「泉南市いじめ防止基本方針」に基づく基本調査報告	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	不存在	7-4		
24	R5. 5. 23	令和４年９月２２日付け泉南教委指1409号の文書では「令和４年８月２３日」と記載され、報道では「同年８月２４日」に提供されたとされる、泉南市立中学生自死事案の当該生徒の保護者代理人に提供した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」（26文科初第416号平成26年7月1日通知）に基づく基本調査報告	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	一部公開	10-3	写しの交付	
25	R5. 5. 23	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」（26文科初第416号平成26年7月1日通知）に基づく令和４年４月２２日に当該中学校から教育委員会へ提出された基本調査（案）	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	一部公開	10-3	写しの交付	
26	R5. 5. 23	令和４年４月以降に市長が、子どもの権利条例委員会に提出した諮問書。	健康子ども部 子ども政策課	R5. 6. 5	不存在	7-4		

27	R5. 5. 23	令和４年３月以降に子どもの権利条例委員会から市長が受け取った「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」（26文科初第416号平成26年７月１日通知）に係る文書	行政経営部 秘書人事課	R5. 6. 5	不存在	7-4		
28	R5. 5. 23	市長の第三者委員会（令和５年１月27日に第１回が開催された、泉南総第17号諮問書の調査審議を行う付属機関）の委員に、自死された中学生の保護者代理人の令和４年９月21日付け意見書を郵送するための起案決裁文書。	総務部 総務課	R5. 6. 21	不存在	7-4		
29	R5. 5. 23	市長の第三者委員会（令和５年１月27日に第１回が開催された、泉南総第17号諮問書の調査審議を行う付属機関）の委員に、自死された中学生の保護者代理人の令和４年９月21日付け意見書が配布されたことがわかる文書。	総務部 総務課	R5. 6. 21	不存在	7-4		
30	R5. 5. 24	公共用地（里道・水路・共有地等）の位置関係の確認の為 地番索引番号（航空写真）	総務部 税務課	R5. 6. 19	全部公開		写しの交付	

31	R5. 5. 26	令和３年度に開催されたすべての泉南市いじめ問題対策委員会開催に係る起案決裁文書一式。 （註：同様の内容で令和５年４月１８日付けで請求し、同年５月１９日付けで公開決定を通知（泉南教委指第６０６号）され、同年５月２２日に写しが交付された。交付された起案決裁文書は、起案日が令和４年３月１４日のもの（片面印刷）で、全く同じものが２枚交付された。公開された令和４年３月１６日開催の泉南市いじめ問題対策委員会は、委員に令和４年２月２８日付けの開催通知（泉南教委指第237号）を送付している。この開催通知に係る起案決裁文書が含まれず、不可解なので再度同じ内容で請求する。）	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	一部公開	10-3	写しの交付	
32	R5. 5. 26	令和４年２月２８日付け泉南教委指第237号「泉南市いじめ問題対策委員会開催について（依頼）」に係る起案決裁文書一式。	教育委員会 指導課	R5. 6. 22	全部公開		写しの交付	
33	R5. 6. 6	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 12	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
34	R5. 6. 6	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 12	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
35	R5. 6. 7	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 9	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

36	R5. 6. 12	策定あるいは改正、改訂された泉南市いじめ防止基本方針の中で、学校が行う「基本調査」あるいは「基本となる調査」についての記載がある「泉南市いじめ防止基本方針」	教育委員会 指導課	R5. 7. 11	不存在	7-4		
37	R5. 6. 12	策定あるいは改正、改訂された今までの全ての泉南市いじめ防止基本方針の添付文書の中で、学校が行う「基本調査」あるいは「基本となる調査」の様式。	教育委員会 指導課	R5. 7. 11	不存在	7-4		
38	R5. 6. 12	令和４年９月22日に泉南市長に報告した、いじめ防止対策推進法第28条第１項による現時点での調査内容に係る文書。なお上記の文書は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年文部科学省）に基づき、令和４年８月23日に当事者である当該生徒の保護者代理人に提供した文書であることも申し添える。	教育委員会 指導課	R5. 7. 11	不存在	7-4		
39	R5. 6. 12	平成31年に改正、あるいは改訂された泉南市いじめ防止基本方針を添付文書も含めて公開してください。	教育委員会 指導課	R5. 7. 11	全部公開		写しの交付	
40	R5. 6. 12	泉南市長(市長部局)の付属機関に対して令和４年４月以降に提出されたいじめ防止対策推進法第28条第１項に基づく調査の諮問書のうち、中学生自死に係る諮問書。	総務部 総務課	R5. 7. 12	不存在	7-4		

41	R5. 6. 12	令和４年９月22日に泉南市教育委員会から泉南市長に報告された、いじめ防止対策推進法第28条第１項に基づく令和４年９月22日時点での調査内容に係る文書。なお上記の文書は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年文部科学省)」に基づき、令和４年８月23日に当事者である当該生徒の保護者代理人に提供した文書であることも申し添える。	総務部 総務課	R5. 7. 12	不存在	7-4		
42	R5. 6. 13	別紙、「泉南市教育委員会会議会議録（泉南市立小中学校再編計画関連）公開一覧」にある「通番」１～７の会議における議案番号の議論に使用した資料の全部	教育委員会 教育総務課	R5. 7. 4	全部公開		写しの交付	
43	R5. 6. 13	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
44	R5. 6. 16	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 21	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
45	R5. 6. 16	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 6. 20	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
46	R5. 6. 23	令和4年4月以降に泉南市教育委員会が「子どもの権利条例委員会」に提出した依頼書、または諮問書の写し。諮問書の写しがなければ諮問書（案）でも良い。	教育委員会 指導課	R5. 7. 21	不存在	7-4		

47	R5. 6. 23	泉南市いじめ問題対策委員会に提出された、令和4年3月以降の日付けの泉南市立中学校生徒死亡事案の調査に係る諮問書の写し。諮問書の写しがなければ、諮問書（案）でもよい。	教育委員会 指導課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
48	R5. 6. 23	令和5年1月31日付け泉南教委指第1816-2号泉南市情報公開決定通知書によって公開が通知され、令和4年3月以降の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」が規定する「詳細調査」が交付された。この交付された「詳細調査」に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書（案）でも良い。	教育委員会 指導課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
49	R5. 6. 23	令和4年度の日付で、泉南市立中学校生徒死亡事案又は、自死事案における 泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例 第12条の （2）法第28条第1項に規定する重大事態に係る 事実関係の調査審議に関すること に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書（案）でも良い。	教育委員会 指導課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
50	R5. 6. 23	市長の付属機関に提出された令和4年3月以降の日付けの「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」が規定する調査に係る諮問書の写し。諮問書の写しがなければ、諮問書	総務部 総務課	R5. 7. 21	不存在	7-4		

		(案)でもよい。						
51	R5. 6. 23	市長の附属機関に提出された、令和４年３月以降の日付けの「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版]」が規定する調査に係る依頼文書。	総務部 総務課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
52	R5. 6. 23	市長の附属機関に提出された、令和４年９月22日以降の日付けの、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第１項に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書(案)でも良い。	総務部 総務課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
53	R5. 6. 23	市長の附属機関に提出された、令和４年９月22日以降の日付けの、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第１項の調査に係る依頼文書。	総務部 総務課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
54	R5. 6. 23	泉南市教育委員会から受け取った文書で、「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（平成29年文部科学省）に基づき、本調査報告を令和４年８月23日に当事者である当該生徒の保護者代理人に提供したところ、市長報告の際に添えることができる所見をまとめた文書として、令和４年９月21日付、意見書（別添）が提出されましたので、報告に添えて提出します」と書かれた令和４年９月22日付け泉南	総務部 総務課	R5. 7. 21	全部公開		写しの交付	

		教委指1409号「市立中学校生徒自死事案にかかる調査について」						
55	R5. 6. 23	令和4年9月23日以降の日付けの、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の文書。	総務部 総務課	R5. 7. 21	不存在	7-4		
56	R5. 6. 23	令和2年5月14日から令和3年12月31日までになされた日本振興株式会社による泉南市〇〇〇〇地所在の建物（家屋番号〇〇〇〇、「〇〇〇〇様邸」「調査家屋1号、1-1号」）家屋調査による調査報告書のうち、令和2年5月14日調査の家屋事前調査及び令和3年4月22日調査の家屋事後調査を除く、家屋調査（事後）報告書。	総務部 総務課	R5. 8. 18	一部公開	10-2	写しの送付	期間延長
57	R5. 7. 3	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 7. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
58	R5. 7. 4	令和3年9月以降に泉南市いじめ問題対策委員会に提出したいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に係る調査の諮問書の写し。諮問書の写しがないければ、諮問書（案）でも良い。	教育委員会 指導課	R5. 8. 3	不存在	7-4		
59	R5. 7. 4	泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例 第12条の（2）法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関することに基づく	教育委員会 指導課	R5. 8. 3	不存在	7-4		

		泉南市いじめ問題対策委員会開催の起案決裁文書で、起案日が令和3年度のもの全て。起案決裁文書の添付文書は除く。						
60	R5. 7. 4	令和3年度の泉南市いじめ問題対策委員会は、令和4年2月28日付け泉南教委指第237号「泉南市いじめ問題対策委員会開催について（依頼）」により委員に出席を依頼し、令和4年3月16日に一度だけ開催されている。この令和4年3月16日のいじめ問題対策委員会開催に係る全ての起案決裁文書一式。（註：「令和3年度に開催されたすべての泉南市いじめ問題対策委員会開催に係る起案決裁文書一式」という請求に対して、泉南教委指第812号泉南市情報公開決定通知書では、当初198ページの文書が公開されたが、泉南教委指第606号時と同じく、同一の起案決裁文書が2枚＝2ページ分入っていたため、1枚回収となった。）	教育委員会 指導課	R5. 8. 3	一部公開	10-3	写しの交付	
61	R5. 7. 4	令和4年8月23日、又は同年8月24日に泉南市立中学生自死事案の当該生徒の保護者代理人に提供したいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に係る調査報告	教育委員会 指導課	R5. 8. 3	不存在	7-4		
62	R5. 7. 4	令和4年8月23日、又は同年8月24日に泉南市立中学生自死事案の当該生徒の保護者代理人に提供	教育委員会 指導課	R5. 8. 3	不存在	7-4		

		したいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に係る調査報告						
63	R5.7.4	令和4年9月22日に泉南市教育委員会から泉南市長に報告された、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づく令和4年9月22日時点での調査内容に係る文書。	教育委員会 指導課	R5.8.3	不存在	7-4		
64	R5.7.4	調査の主体が、学校または学校の設置者（泉南市教育委員会）、調査組織が、市長部局の第三者委員会または市長の付属機関で、文書の日付が令和4年8月1日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に係る文書全て。	教育委員会 指導課	R5.8.3	一部公開	10-1、10-3	写しの交付	
65	R5.7.4	いじめ防止対策推進法第30条第1項に則り、市長が受け取った「令和3年9月以降の同法第28条第1項第2号の重大事態発生に係る報告」	行政経営部 秘書人事課	R5.8.3	一部公開	10-1、10-4	写しの送付	
66	R5.7.4	令和4年9月22日に泉南市教育委員会から泉南市長に報告された、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づく令和4年9月22日時点での調査内容に係る文書。	総務部 総務課	R5.8.3	不存在	7-4		
67	R5.7.4	調査の主体が、学校または学校の設置者（泉南市教育委員会）、調査組織が、市長部局の第三者委員会または市長の付属機関で、文書の日付	総務部 総務課	R5.8.3	一部公開	10-1、10-3	写しの交付	

		が令和４年８月１日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第１項の調査に係る文書全て。						
68	R5.7.5	住居表示台帳の令和5年４月１日から令和5年６月30日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R5.7.12	一部公開	10-1	写しの送付	
69	R5.7.7	境界確定図	都市整備部 道路課	R5.7.12	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
70	R5.7.12	文書の日付が令和４年４月１日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号の調査に係る文書全て。	教育委員会 指導課	R5.8.10	不存在	7-4		
71	R5.7.12	令和４年６月８日に開催された泉南市いじめ問題対策委員会で委員に配られたいじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号に係る文書。	教育委員会 指導課	R5.8.10	不存在	7-4		
72	R5.7.12	令和４年６月８日に開催された泉南市いじめ問題対策委員会で委員に配られたいじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号に係る文書。	教育委員会 指導課	R5.8.10	不存在	7-4		

73	R5. 7. 12	令和５年１月27日付け泉南総第17号諮問書に係る調査審議を行なっている第三者委員会に提出された文書の中で、当該生徒の保護者と、学校関係者又は、泉南市教育委員会との会話の録音一覧が書かれた文書。	総務部 総務課	R5. 8. 10	不存在	7-4		
74	R5. 7. 12	令和５年１月27日付け泉南総第17号の諮問書に係る調査審議を行なっている第三者委員会に提出された文書の中で、差出人が当該生徒の保護者または保護者代理人の文書すべて。	総務部 総務課	R5. 8. 10	非公開	13		
75	R5. 7. 12	文書の日付が令和４年４月１日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第１項第１号の調査に係る文書全て。	総務部 総務課	R5. 8. 10	不存在	7-4		
76	R5. 7. 12	いじめ防止対策推進法第28条第１項第１号の規定による調査の結果について調査を行う令和５年１月27日付け泉南総第17号諮問書の写し。諮問書の写しが無ければ、当該諮問書（案）。	総務部 総務課	R5. 8. 10	不存在	7-4		
77	R5. 7. 12	いじめ防止対策推進法第28条第１項第２号の規定による調査の結果について調査を行う令和５年１月27日付け泉南総第17号諮問書の写し。諮問書の写しが無ければ、当該諮問書（案）。	総務部 総務課	R5. 8. 10	不存在	7-4		

78	R5. 7. 18	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 7. 21	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
79	R5. 7. 19	・男里浜地内生活道路拡幅事業に伴う土地無償 寄付申し出の受託についての決裁 ・測量図の写し	都市整備部 道路課	R5. 7. 26	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
80	R5. 7. 24	令和5年7月14日大阪地裁判決全文（被告泉 南市・決議取消及び損害賠償請求事件）	議会事務局	R5. 8. 4	一部公開	10-1	写しの送付	
81	R5. 7. 24	樽井4丁目41街区、中小路1丁目2街区、馬 場2丁目11、21街区の最新の住居表示台 帳。	市民生活環境部 市民課	R5. 7. 26	全部公開		写しの送付	
82	R5. 7. 25	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学 生の保護者代理人に対して、同年8月23日、又は 同年8月24日に提供したいじめ防止対策推進法第 28条第1項第1号に係る調査報告 （註：令和4年8月24日の議員全員協議会で〇〇 教育部長は、基本調査報告をご遺族の代理人に 送ったことを答弁し、基本調査については、 「いじめ対策推進法（註：原文ママ）等に規定 されます、そのお子様がなくなった場合のいじ めが背景にあるのかどうかというのを調べてい くときの最初に行う調査でございます」と答弁 している。）	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	不存在	7-4		

83	R5. 7. 25	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の保護者代理人に対して、同年8月23日、又は同年8月24日に提供したいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に係る調査報告 (註：令和4年8月24日の議員全員協議会で〇〇教育部長は、基本調査報告をご遺族の代理人に送ったことを答弁し、基本調査については、「いじめ対策推進法（註：原文ママ）等に規定されます、そのお子様がなくなった場合のいじめが背景にあるのかどうかというのを調べていくときの最初に行う調査でございます」と答弁している。)	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	不存在	7-4		
84	R5. 7. 25	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の調査のうち、文書の日付が令和4年4月1日以降の、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の調査に係る文書全て。 (註：令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の調査を、泉南市教育委員会では「死亡事案」「自死事案」「いじめ事案」など事案ごとに分けて行なっているのではないかという令和5年7月21日の電話時の〇〇の問いに、指導課〇〇氏はそんなことはしていないと回答した。念の為、「自死事案」との指定を外し再度請求する。)	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	不存在	7-4		

85	R5. 7. 25	令和4年度の日付で、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例 第12条の (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書(案)でも良い。 (註：令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の調査を、泉南市教育委員会では「死亡事案」「自死事案」「いじめ事案」など事案ごとに分けて行なっているのではないかという令和5年7月21日の電話時の〇〇に問いに、指導課〇〇氏はそんなことはしていないと回答した。念の為、事案の指定を外し、再度請求する。)	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	不存在	7-4		
86	R5. 7. 25	泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。泉南市教育委員会の公文書の中で、当該事案に係る以下の文書をすべて出してください。 1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書 2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	

87	R5. 7. 25	泉南市教育委員会会議令和5年第1回定例会では、議案第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」が議案とされ話し合われている。泉南市教育委員会の公文書の中で、当該事案に係る以下の文書をすべて出してください。 1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書 2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	
88	R5. 7. 25	平成29年3月時点の最新の泉南市いじめ防止基本方針を添付文書も含めて出してください。 （註：平成29年3月版の泉南市いじめ防止基本方針は、令和5年5月19日付け泉南教委指第606号泉南市情報公開決定通知書で通知、同年5月22日に公開、交付されました。しかし、表紙と目次以外が「平成31年版の泉南市いじめ防止基本方針」と同一のものでした。指導課〇〇さんに問い合わせたところ、「表紙、目次については、「平成29年3月版」となっておりますが、内容については、「平成31年改訂版泉南市いじめ防止基本方針」となります。」との回答が7月21日にメールで回答がありました。）	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	全部公開		写しの交付	

89	R5. 7. 25	令和4年12月改訂版の泉南市いじめ防止基本方針には、「平成26年3月には、いじめ防止対策推進法に基づき定められた国の方針を受け、泉南市いじめ防止基本方針（以下：「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し」と書かれているが、泉南市ウェブサイトには「泉南市では、本基本方針を平成29年3月に策定し」と書かれている。平成26年3月に策定した泉南市いじめ防止基本方針が存在するのなら、平成26年3月策定の泉南市いじめ防止基本方針を出してください。	教育委員会 指導課	R5. 8. 23	全部公開		写しの交付	
90	R5. 7. 25	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の調査のうち、文書の日付が令和4年4月1日以降の、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の調査に係る文書全て。（註：令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の調査を、泉南市教育委員会では「死亡事案」「自死事案」「いじめ事案」など事案ごとに分けて行なっているのではないかという令和5年7月21日の電話時の〇〇の問いに、総務課〇〇氏はそんなことはしていないと回答した。念の為、「自死事案」との指定を外し、再度請求する。）	総務部 総務課	R5. 8. 10	不存在	7-4		

91	R5. 7. 25	<u>泉南市教育委員会会議令和４年第１回臨時会では、報告第２号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。市長部局の公文書の中で、該当事案に係る以下の文書をすべて出してください。</u> 1. <u>いじめ防止対策推進法第30条第１項に係る文書</u> 2. <u>同法第28条第１項の規定による調査に係る文書</u> 3. <u>同法第30条第2項の規定による調査に係る文書。</u>	行政経営部 秘書人事課	R5. 8. 24	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	
92	R5. 7. 25	<u>泉南市教育委員会会議令和４年第１回臨時会では、報告第２号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。市長部局の公文書の中で、該当事案に係る以下の文書をすべて出してください。</u> 1. <u>いじめ防止対策推進法第30条第１項に係る文書</u> 2. <u>同法第28条第１項の規定による調査に係る文書</u> 3. <u>同法第30条第2項の規定による調査に係る文書。</u>	行政経営部 秘書人事課	R5. 8. 24	不存在	7-4		

93	R5. 7. 25	泉南市教育委員会会議 令和5年第1回定例会 では議案第2号として「<u>泉南市立学校における いじめ事案に係る重大事態について</u>」が議案と され話し合われている。市長部局の公文書の中 で、該当事案に係る以下の文書をすべて出して ください。 <u>1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文 書</u> <u>2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書</u> <u>3. 同法第30条第2項の規定による調査に係る文 書。</u>	行政経営部 秘書人事課	R5. 8. 24	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	
94	R5. 7. 25	泉南市教育委員会会議 令和5年第1回定例会 では議案第2号として「<u>泉南市立学校における いじめ事案に係る重大事態について</u>」が議案と され話し合われている。市長部局の公文書の中 で、該当事案に係る以下の文書をすべて出して ください。 <u>1. いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文 書</u> <u>2. 同法第28条第1項の規定による調査に係る文書</u> <u>3. 同法第30条第2項の規定による調査に係る文 書。</u>	行政経営部 秘書人事課	R5. 8. 24	不存在	7-4		
95	R5. 7. 28	境界確定図	都市整備部	R5. 8. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

			道路課					
96	R5. 7. 31	大阪府泉南市〇〇〇〇地上に存在する家屋について、平成26年頃に実施した全棟調査で送付した「 <u>家屋の所有者及び建築年等のご確認について</u> 」および、その回答に伴う「家屋の所有者及び建築年等に関する回答書」	総務部 税務課	R5. 8. 16	一部公開	10-1	写しの送付	
97	R5. 7. 31	大阪府泉南市〇〇〇〇地上に存在する家屋について、平成26年頃に実施した全棟調査で送付した「家屋の所有者及び建築年等のご確認について」および、その回答に伴う「 <u>家屋の所有者及び建築年等に関する回答書</u> 」	総務部 税務課	R5. 8. 16	不存在	7-4		
98	R5. 8. 3	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 8. 10	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
99	R5. 8. 14	2023年1月1日から2023年6月30日までに付定のあった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)と該当の住居表示台帳又は位置図	市民生活環境部 市民課	R5. 9. 11	一部公開	10-1	写しの送付	
100	R5. 8. 22	ダバオ渡航に関する経費のわかる資料一切。	議会事務局	R5. 9. 13	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

101	R5. 8. 22	ダバオ渡航に関する経費のわかる資料一切	行政経営部 政策推進課	R5. 9. 13	全部公開		写しの交付	
102	R5. 8. 22	市議選の選挙公費支出がわかる資料一切。 市が関連する争訟にかかる費用がわかる資料一切（VS〇〇議員を想定していますが、他にもADRなどを含めて争訟事件があれば教えてください。	総務部 総務課	R5. 9. 13	一部公開	10-2	写しの交付	
103	R5. 8. 23	市議選の選挙公費支出が分かる資料一切。	総合事務局	R5. 9. 13	一部公開	10-1	写しの交付	
104	R5. 8. 29	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 9. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
105	R5. 8. 29	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 9. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
106	R5. 9. 4	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 9. 19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
107	R5. 9. 13	泉南市市営住宅管理業務委託入札に関する書類 （入札結果）（平成23年、平成26年、平成29年、令和2年、令和5年、過去5回分）	都市整備部 住宅公園課	R5. 9. 25	全部公開		写しの交付	

108	R5. 9. 19	墓地台帳（ただし、個人墓地・共同墓地を除いた墓地に関する情報の一覧表）。請求する公文書は以下の情報を含む。 施設名称・施設所在地・経営許可年月日・経営主体（地方公共団体・宗教法人・一般社団法人等）・墓地の種類（墓地・納骨堂）・経営者名・代表者名・経営者所在地・敷地面積・墳墓区画数・墳墓区域面積など台帳に記載のある情報のうち公開可能な情報全て。なお、可能であれば、電子データでの公開を希望する。	市民生活環境部 環境整備課	R5. 10. 2	取下げ			
109	R5. 10. 4	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 10. 6	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
110	R5. 10. 5	住居表示台帳の令和5年7月1日から令和5年9月30日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R5. 10. 12	一部公開	10-1	写しの送付	
111	R5. 10. 10	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 10. 16	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
112	R5. 10. 20	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 10. 25	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
113	R5. 11. 13	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 11. 20	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

114	R5. 11. 20	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 11. 24	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
115	R5. 12. 4	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 12. 8	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
116	R5. 12. 5	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 12. 12	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
117	R5. 12. 11	境界確定図	都市整備部 道路課	R5. 12. 15	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
118	R5. 12. 25	1961年第二室戸台風時に旧泉南町（当時）において40戸（大阪府総務部文書課編(1962)、第二室戸台風災害誌、p.101の記述を参照しました）設置された応急仮設住宅の配置図、平面図、立面図、断面図などの図面類のほか、設置場所や施工業者の選定の経緯などがわかる文書類。その他災害時(1995年以前)に設置された応急仮設住宅に関する上記のような資料。	行政経営部 危機管理課	R6. 1. 15	不存在	7-4		
119	R5. 12. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 1. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
120	R5. 12. 28	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 1. 9	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

121	R6. 1. 9	住居表示台帳の令和5年10月1日から令和5年12月31日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R6. 1. 22	一部公開	10-1	写しの送付	
122	R6. 1. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 2. 2	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
123	R6. 1. 30	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 2. 2	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
124	R6. 2. 2	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 2. 7	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
125	R6. 2. 6	泉南市長が、令和5年7月1日から12月31日の期間内で、電子メールシステムを用いて送受信したメールの件数、タイトル、送信相手先が分かる物。	行政経営部 秘書人事課	R6. 3. 1	全部公開		写しの交付	
126	R6. 2. 19	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 2. 26	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
127	R6. 2. 19	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 2. 22	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
128	R6. 2. 27	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の、日付が令和4年8月4日のいじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書	総務部 総務課	R6. 3. 28	不存在	7-4		

129	R6. 2. 27	令和４年３月18日に自死により亡くなられた中学生の日付が令和４年８月26日のいじめ防止対策推進法に基づく調査の文書	総務部 総務課	R6. 3. 28	不存在	7-4		
130	R6. 2. 27	文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に記載されている「詳細調査」を行う市長の附属機関を規定した条例	総務部 総務課	R6. 3. 28	不存在	7-4		
131	R6. 2. 27	文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に記載されている「詳細調査」を行う泉南市教育委員会の附属機関を規定した条例	総務部 総務課	R6. 3. 28	全部公開		写しの交付	
132	R6. 2. 27	令和５年１月31日付け泉南総情第59-２号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開された、「令和４年３月以降に教育委員会から報告を受けた中で、いじめ防止対策推進法第28条第１項に係る文書」から、同泉南市情報公開決定通知書で非公開部分とされた「基本調査報告及び意見書」と、黒塗りされずに公開された「令和４年９月22日付け泉南教委指1409号『市立中学校生徒自死事案にかかる調査について』」を除いた文書。当該情報公開請求の日付が令和４年12月28日であることから、当該情報公開請求の対象となる文書は日付が令和４年３月から令和４年12月28日までの文書となることを申し添	総務部 総務課	R6. 3. 28	不存在	7-4		

		える。						
133	R6. 2. 27	令和 5 年 3 月 2 日付け泉南総情第 8 号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開された、「令和 4 年 3 月に起こった市立中学校生徒自死事案に対するいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に係る文書」から、文科省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の基本調査報告を除いた文書。ちなみに事前の電話のやり取りで、令和 5 年 3 月 2 日付け泉南総情第 8 号泉南市情報公開決定通知書で通知され、情報公開された文書に、泉南教委指 1409 号と保護者代理人の意見書も含まれると聞き、それは 28 条に係る文書ではないと指摘し、当初 9 枚公開予定だったのが、泉南教委指 1409 号と意見書を除く 7 枚の情報公開となった。	総務部 総務課	R6. 3. 28	一部公開	10-1、10-3	写しの交付	
134	R6. 2. 27	令和 5 年 8 月 3 日付け泉南総情第 46 号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開された、「調査の主体が、学校または学校の設置者（泉南市教育委員会）、調査組織が、市長部局の第三者委員会または市長の付属機関で、文書の日付が令和 4 年 8 月 1 日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の調査に係る文書全て」から、同	総務部 総務課	R6. 3. 28	不存在	7-4		

		泉南市情報公開決定通知書で非公開部分とされた「基本調査報告及び意見書」と、黒塗りされずに公開された「令和４年９月２２日付け泉南教委指１４０９号『市立中学校生徒自死事案にかかる調査について』」を除いた文書。						
135	R6.2.27	令和５年８月３日付け泉南総情第４６号泉南市情報公開決定通知書で通知され、「調査の主体が、学校または学校の設置者（泉南市教育委員会）、調査組織が、市長部局の第三者委員会または市長の附属機関で、文書の日付が令和４年８月１日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第２８条第１項の調査に係る文書全て」が公開された。同法第２８条第１項では「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け」と規定されていることから、調査組織を市長部局の第三者委員会または市長の附属機関とするのは適法ではないと考えられる。当該組織を市長部局の第三者委員会または市長の附属機関とすることにあって、根拠とした文書を出してください。	総務部 総務課	R6.3.28	不存在	7-4		
136	R6.2.27	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.3.1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

137	R6. 2. 27	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 3. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
138	R6. 3. 6	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 3. 11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
139	R6. 3. 11	原則：2023年7月1日から2023年12月31日までに付定のあった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日（受付日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（氏名部分はありません。）下記見本参照（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図（※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。）	市民生活環境部 市民課	R6. 3. 29	一部公開	10-1	写しの送付	
140	R6. 3. 13	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 3. 14	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

1．個人情報開示等の請求

処理状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、5件の開示請求がありました。訂正、削除、目的外利用等の中止の請求はありませんでした。

開示請求に対する処理状況をみると、全部開示が4件、一部開示が0件、非開示が0件、不存在が1件、取下げが0件で、開示率は100％となっています。

実施機関別処理状況

実施機関名		請求 件数	請求 者数	処理状況				
				全部 開示	一部 開示	非開示	不存在	取下げ
市長	福祉保険部	4	4	4				
	小計	4	4	4				
教育委員会		1	1				1	
合計		5	5	4			1	

注) 開示率は、次の算出方法で行っています。

開示率＝（全部開示件数＋一部開示件数）

÷（請求件数－不存在件数－取下げ件数）×100

2．不服申立て

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、不服申立てはありませんでした。

3. 個人情報開示等の請求内容等

個人情報保護制度開示請求処理状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

番号	請求 受付日	請求の内容又は請求文書名	部課等	決定日	決定内容	非公開等適用情報	公開の方法	備考
1	R5.4.14	令和3年5月14日付け泉南市情報公開請求書で決裁文書の公開を請求したもの	教育委員会 教育総務課	R5.5.11	不存在	7-4		
2	R5.4.24	身体障害者手帳交付時の診断書の写し	福祉保険部 障害福祉課	R5.5.8	全部開示		写しの送付	
3	R5.5.29	令和4年6月～12月までの期間における、〇〇 〇〇にかかった医療費全てについての情報を時系列に公開請求する	福祉保険部 生活福祉課	R5.6.8	全部開示		写しの送付	
4	R5.8.22	身体障害者手帳診断書の写し	福祉保険部 障害福祉課	R5.8.24	全部開示		写しの交付	
5	R6.1.30	介護保険認定調査票、介護保険主治医意見書	福祉保険部 長寿社会推進課	R6.2.16	全部開示		写しの交付	